

KOBE みまもりヘルパー事業 よくある質問集

神戸市福祉局

令和3年2月作成

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

1 KOBE みまもりヘルパー事業について

- (問1) KOBE みまもりヘルパーとはどのようなものですか。【1頁】
- (問2) 対象者は、高齢者訪問支援員派遣事業（ほっとヘルパー）と同じですか。【1頁】
- (問3) 現在、高齢者訪問支援員派遣事業（ほっとヘルパー）を利用している方は、自動的に KOBE みまもりヘルパーへ移行されますか。【1頁】

2 KOBE みまもりヘルパー事業の利用申請について

- (問4) KOBE みまもりヘルパーの対象は、神戸市内に居住する方ですか。それとも住民票のある方ですか。【2頁】
- (問5) 申請には、ケアマネジャーが必要ですか。【2頁】
- (問6) 若年性認知症の方は、申請できますか。【2頁】
- (問7) 家族と同居していても、KOBE みまもりヘルパーは利用できますか。【2頁】
- (問8) 申請書はどこで配布していますか。【3頁】
- (問9) 申請は家族でもできますか。【3頁】
- (問10) 診断助成制度を利用していない方も申請できますか。【3頁】
- (問11) 診断助成制度を利用したことがわかるものや、事故救済制度に加入したことがわかるものがない場合は、再発行はできますか。また、その際の連絡先はどこですか。【4頁】

3 KOBE みまもりヘルパー事業のサービスの利用について

- (問12) KOBE みまもりヘルパーのサービスは、すべての介護事業所等で利用できますか。【4頁】
- (問13) 介護保険サービス等を利用している事業所と同じ事業所でしか、KOBE みまもりヘルパーは利用できませんか。
- (問14) 複数の事業所から、KOBE みまもりヘルパーを派遣してもらうことはできますか。【5頁】
- (問15) KOBE みまもりヘルパーの利用調整は、誰が行いますか。【5頁】
- (問16) 現在派遣されている KOBE みまもりヘルパーを代えることはできますか。【5頁】
- (問17) KOBE みまもりヘルパーの利用料は、いくらですか。【5頁】
- (問18) KOBE みまもりヘルパーは、何時間来てもらえますか。【6頁】
- (問19) 要介護または要支援の認定を受けているが、介護サービス等を利用していない場合も利用上限時間は同じですか。【6頁】
- (問20) 利用上限時間を超えて自費で利用することはできますか。【6頁】
- (問21) KOBE みまもりヘルパーを派遣される日に都合が悪くなった場合は、キャンセルできますか。【7頁】

4 KOBE みまもりヘルパー事業で行うサービスについて

- (問 22) KOBE みまもりヘルパーで提供されるサービスとは何ですか。【7頁】
- (問 23) 冠婚葬祭への付き添いでも利用できますか。【7頁】
- (問 24) 買い物の付き添いは、嗜好品（お酒など）の買い物も可能ですか。【7頁】

5 KOBE みまもりヘルパー事業で行うことができないサービスについて

- (問 25) 病院への付き添いは可能ですか。【8頁】
- (問 26) ペットと一緒に散歩することに使えますか。【8頁】
- (問 27) 訪問介護員が自ら運転する車に同乗させる場合は、対象になりますか。【8頁】
- (問 28) その他、対象とすることができないサービス内容がありますか。【8頁】

6 介護保険サービス等を利用している場合について

- (問 29) 介護保険サービス・総合事業（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・住民主体訪問サービス）のサービスとの併用はできますか。【9頁】
- (問 30) 小規模多機能型居宅介護の介護サービスを利用している方も、KOBE みまもりヘルパーを利用できますか。【9頁】

7 ケアプランについて

- (問 31) ケアプランへの記載は、必要ですか。【9頁】
- (問 32) ケアプランには、どのように記載すればいいですか。【10頁】

よくある質問

1 KOBE みまもりヘルパー事業について

(問1)

KOBE みまもりヘルパーとはどのようなものですか。

(答1)

認知症や軽度認知障害（以下 MCI）の診断を受けた方に対する在宅生活への支援として、自宅に訪問し、見守りや話し相手、外出の付き添い等を行うヘルパーサービスです。

介護保険外サービスであるため、介護保険の認定（要支援又は要介護）を受けていない・認定に至らない方であっても、対象者の要件を満たしており、みまもりヘルパーが提供するサービスが必要な方は利用できます。

（令和3年3月1日～事業を開始します。）

(問2)

対象者は、高齢者訪問支援員派遣事業（ほっとヘルパー）と同じですか。

(答2)

異なります。

KOBE みまもりヘルパーでは、認知症「神戸モデル」の診断助成制度を利用して、認知症または MCI と診断を受けた方（医師による診断書で確認できる方を含む。）で、寝たきりではない方（目安として、「障害高齢者の日常生活自立度判定基準」がおおむね A ランク以下（B・C ランク[寝たきり]ではない方）で、みまもりヘルパーが提供するサービスが必要な方です。

※ 高齢者訪問支援員派遣事業（ほっとヘルパー）は、令和元年度まで、申請を受け付けていた事業であり、現在は新規の受付はしていません。

(問3)

現在、高齢者訪問支援員派遣事業（ほっとヘルパー）を利用している方は、自動的に KOBE みまもりヘルパーへ移行されますか。

(答3)

KOBE みまもりヘルパーを利用される場合は、申請が必要です。

対象者の要件が異なるため、KOBE みまもりヘルパーの利用が可能か、ケアマネジャーが確認を行い、要件にあてはまる場合は、申請ができます。

※ 経過措置として、ほっとヘルパーを継続して利用することも可能です。

2 KOBE みまもりヘルパー事業の利用申請について

(問4)

KOBE みまもりヘルパーの対象は、神戸市内に居住する方ですか。それとも住民票のある方ですか。

(答4)

神戸市に住民票がある方です。(介護保険証(65歳未満の方には、健康保険証)の提示を求めて、現住所を確認してください。)

(問5)

申請には、ケアマネジャーが必要ですか。

(答5)

ケアマネジャーがいなくても申請できます。

要介護認定を受けている方 : えがおの窓口

要支援認定を受けている方、事業対象者の方、認定を受けていない方

: あんしんすこやかセンター へご相談ください

(問6)

若年性認知症の方は、申請できますか。

(答6)

医療機関で認知症又はMCIの診断を受けた方であれば、申請可能です。

(問7)

家族と同居していても、KOBE みまもりヘルパーは利用できますか。

(答7)

可能です。家族の在宅時・外出時によらず、サービスが必要な場合に利用できます。ただし、主として利用者本人以外の者のための洗濯・調理・買い物といった家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為は対象外です。

(問8)

申請書はどこで配布していますか。

(答8)

えがおの窓口（ケアマネジャー）及びあんしんすこやかセンターにて、配布します。
（その他の機関では、配布していませんので、ご注意ください。）

(問9)

申請は家族でもできますか。

(答9)

利用にあたっては、本人の同意が必要ですので、本人が利用申請書の記載事項に同意したうえで、記入する必要があります。ただし、本人の記入が難しい場合は、本人の同意を確認したうえで、ご家族等が代筆することができます。（成年後見人・任意後見人の場合は、利用申請書下欄の連絡先にも記入してください。）

(問 10)

診断助成制度を利用していない方も申請できますか。

(答 10)

可能です。

申請書リーフレットの確認事項に従って、必要書類を案内してください。

(例) 診断助成制度を利用していない方の確認書類について

・ 事故救済制度に加入している

→賠償責任保険の被保険者証（保険証書）または GPS 安心かけつけサービスを契約したことがわかる書類（契約書等）のコピーをとり、申請書と一緒に提出するよう、ご案内ください。

また、申請書裏面の診断書欄を×で抹消して、必要のない診断書を取得することがないようにご配慮をお願いします。（取得された場合の診断書料は返金できません。）

・ 事故救済制度に加入していない

医師の診断書が必要です。（診断書料は、自己負担になります）

- ・ 認知症の方：事故救済制度を案内し、「賠償責任保険 GPS 安心かけつけサービスのご案内」裏面の診断書を使い、事故救済制度をお申込みのうえ、みまもりヘルパーの申請書（裏面診断書不要のため×印等で抹消）を提出
- ・ MCIの方：みまもりヘルパー申請書裏面の診断書を記載し、提出

(問 11)

診断助成制度を利用したことがわかるもの^{※1}や、事故救済制度に加入したことがわかるもの^{※2}がない場合は、再発行はできますか。また、その際の連絡先はどこですか。

※1 神戸市認知機能精密検査結果（受診者用）診断様式第3号【本人控】

※2 賠償責任保険制度〈二次保険〉被保険者証、GPS あんしんかけつけサービスの契約書等

(答 11)

原則、みまもりヘルパー申請のための再発行はしていませんので、制度を利用されたことを聞き取った旨を、「KOBE みまもりヘルパー利用申請時の確認事項」に補記し、申請してください。（申請受付後、神戸市で確認します。）

※「賠償責任保険制度〈二次保険〉被保険者証」は、事故救済制度コールセンター（0120-259315）にて、再発行が可能です。

3 KOBE みまもりヘルパー事業のサービスの利用について

(問 12)

KOBE みまもりヘルパーのサービスは、すべての介護事業所等で利用できますか。

(答 12)

KOBE みまもりヘルパー事業の委託を受けている事業所のみで利用できます。

（最新の KOBE みまもりヘルパー実施事業所一覧は、神戸市ホームページ（KOBE みまもりヘルパーのページ）に掲載する予定です。）

※ 市から利用者に利用承認通知書を送付する際、事業所一覧を同封します。

(問 13)

介護保険サービス等を利用している事業所と同じ事業所でしか、KOBE みまもりヘルパーは利用できませんか。

(答 13)

KOBE みまもりヘルパーを利用できる事業所は限られていますので（問 12 参照）、介護保険サービス等で利用している事業所とは、別の事業所を利用することができます。

(問 14)

複数の事業所から、KOBEMみまもりヘルパーを派遣してもらうことはできますか。

(答 14)

原則、KOBEMみまもりヘルパーは一つの事業所から派遣することとしています。ただし、現在派遣中の事業所がやむを得ず KOBEMみまもりヘルパーの派遣ができない場合は、他の事業所に依頼し、事業所・利用者双方の同意のうえで派遣することは可能です。

(問 15)

KOBEMみまもりヘルパーの利用調整は、誰が行いますか。

(答 15)

みまもりヘルパーの利用上限時間に合わせて、事業所が、ヘルパーの派遣調整を行います。また、ケアマネジャーがいる方については、他のサービスとの調整を行います。要支援の方で、ケアマネジャーがいない方については、引き続きあんしんすこやかセンターで、他のサービスの利用等必要な支援を行ってください。

(問 16)

現在派遣されている KOBEMみまもりヘルパーを代えることはできますか。

(答 16)

利用されている KOBEMみまもりヘルパー事業実施事業所にご相談ください。

(問 17)

KOBEMみまもりヘルパーの利用料は、いくらですか。

(答 17)

30分あたり 135円です。30分またはその端数を超えるごとに 135円加算されます。また、ヘルパーと利用者が居宅以外の場所に行くことに伴い必要となるヘルパーの交通費は、利用者の負担となります。

(問 18)

KOBE みまもりヘルパーは、何時間来てもらえますか。

(答 18)

1 か月あたりの利用上限時間が定められており、30 分単位で利用できます。

- 要介護または要支援の認定を受けている方 : 1 か月あたり 2 時間
- 上記以外の方 (事業対象者・認定を受けていない方) : 1 か月あたり 4 時間

利用時間の範囲内であれば、週に 2 回利用することや、月に 1 回 2 時間利用することも可能です。

※ 利用時間が 30 分に満たない場合は、30 分利用されたものとして、利用料及び残りの利用時間を計算します。

(問 19)

要介護または要支援の認定を受けているが、介護サービス等を利用していない場合も利用上限時間は同じですか。

(答 19)

同じです。

介護サービス等の利用状況によらず、1 か月あたりの利用上限時間は、問 18 に記載している時間になります。

(問 20)

利用上限時間を超えて自費で利用することはできますか。

(答 20)

事業所が了承する場合には、利用上限時間 (月 2 時間または 4 時間) を超えてサービスを利用することができます。(利用上限時間を超過した分については、神戸市からの費用負担はありませんので、全額自費によるサービス利用となります。)

この場合の利用料単価については、事業所が定めるものとし、あらかじめ利用者に対して利用料を提示し、了承を得た後からサービス提供を開始するものとします。

※事業所は、様式第 9 号「KOBE みまもりヘルパー事業のサービス提供に関する確認書」の「5 利用料」の下にある空欄に、利用料を記載してください。

(記載例)「4 サービス提供時間」①の限度を超過してサービスを提供する場合は、「5 利用料」①の利用料を 1,350 円とします。

(問 21)

KOBE みまもりヘルパーを派遣される日に都合が悪くなった場合は、キャンセルできますか。

(答 21)

ヘルパー派遣開始時に、様式第9号「KOBEみまもりヘルパー事業のサービス提供に関する確認書」にて、事業所と利用者の中で、キャンセル時の対応方法を決定します。

※事業所は、様式第9号「KOBE みまもりヘルパー事業のサービス提供に関する確認書」の「7 サービスの中止について」の下にある空欄に、キャンセル時の連絡方法及びキャンセル料が発生する場合の条件・金額等について記載してください。

4 KOBE みまもりヘルパー事業で行うサービスについて

(問 22)

KOBE みまもりヘルパーで提供されるサービスとは何ですか。

(答 22)

原則として、介護保険等で利用できるサービス以外の見守り・話し相手（MC Iの方への半年に1度の受診時期案内、安否確認等）等を目的とする自宅訪問や、散歩等の外出活動への付き添いに利用できます。

※ KOBE みまもりヘルパーで行うことができないサービスについては問 25～28 を参照してください。

(問 23)

冠婚葬祭への付き添いでも利用できますか。

(答 23)

利用できます。

ただし、実際に派遣が可能か事前にヘルパーを派遣する事業所へご相談ください。

(問 24)

買い物の付き添いは、嗜好品（お酒など）の買い物も可能ですか。

(答 24)

ヘルパー派遣の目的は、在宅生活を支援することであるため、個々の場合に応じ、関係機関との連携を図りながら、妥当性を判断する必要があります。

5 KOBE みまもりヘルパー事業で行うことができないサービスについて

(問 25)

病院への付き添いは可能ですか。

(答 25)

病院の付き添いは、院外（送迎）の部分が対象となりますが、院内の付き添いは、対象になりません。

(問 26)

ペットと一緒に散歩することに使えますか。

(問 26)

本人の見守りが不十分になる恐れがあるため、ペットの散歩付添いはできません。

(問 27)

訪問介護員が自ら運転する車に同乗させることはできますか。

(答 27)

できません。（公共交通機関、タクシー等に同乗する場合は、対象になりますが、利用者及びヘルパー分の交通費は、利用者負担になります。）

(問 28)

その他、行うことができないサービスはありますか。

(問 28)

要綱上、次のサービスは、提供してはならないものとしています。（第4条第3項）

- (1)経済的な活動（通勤のための利用，商品販売や営業活動等）を行うための外出
- (2)宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
- (3)ギャンブルや飲酒を主たる目的とする外出
- (4)公序良俗に反する外出

6 介護保険サービス等を利用している場合について

(問 29)

介護保険サービス・総合事業（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・住民主体訪問サービス）のサービスとの併用はできますか。

(答 29)

介護保険サービスで提供されるサービス内容と明確に区別して、ケアプランに位置づけられており、別のサービスとして行われる場合には、利用可能です。

※ みまもりヘルパーは、介護保険外サービスとして、単なる見守りや話し相手など介護報酬の算定対象外となる内容を含むヘルパーサービスを提供することで、認知症や MCI の方の在宅生活を支援するための事業です。

このため、介護保険で利用できるサービス内容については、原則として介護保険を利用することとし、みまもりヘルパーは、事業の趣旨に沿った内容で提供するようにしてください。（ただし、要介護認定を受けている方が、介護保険の利用限度額を超えて訪問介護サービスの提供を受けることを目的とする場合は、この限りではありません。）

※ 特に身体介護を中心とするサービスは、介護保険で行ってください。ただし、排泄介助等、突発的な事情による場合には、みまもりヘルパーのサービス時間内で行うことは可能です。

(問 30)

小規模多機能型居宅介護の介護サービスを利用している方も、KOBE みまもりヘルパーを利用できますか。

(答 30)

小規模多機能型居宅介護サービスと明確に区別し、介護保険外の在宅生活時のサービスとして、利用可能です。

7 ケアプランについて

(問 31)

ケアプランへの記載は必要ですか。

(答 31)

すでにケアプランが作成されている方は、介護保険外サービスとして追記してください。なお、ケアプランが作成されていない方については、KOBE みまもりヘルパーを利用するために、新たにケアプランを作成する必要はありません。

なお、サービス担当者会については、必要に応じて開催してください。

(問 32)

ケアプランには、どのように記載すればいいですか。

(答 32)

神戸市独自のサービスとして、「サービス種別」の欄に「KOBE みまもりヘルパー事業」を記載してください。

※ KOBE みまもりヘルパー事業 マニュアル 11 ページをご参照ください。